

本田教治とくらしを考える会規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、「本田教治とくらしを考える会」と称し、主たる事務所を郡上市八幡町内におく。

(目的)

第2条 本会は本田教治氏の政治活動を後援し、会員相互の親睦を深めるとともに、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報の発行及び配布
- 3 研修会等の開催
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するものをもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

1 会長	1名
2 副会長	若干名
3 事務局長	1名
4 会計責任者	1名
5 相談役	1名

(役員の選出及び任期)

第6条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和1年 9月1日から実施する。